

# 和歌山県臨床コーチング研究会会則

## 第1章 総則

第1条 (名称) 本会は和歌山県臨床コーチング研究会（以下、本会と略す）と称する。

## 第2章 目的および事業

第2条 (目的) 本会は医療コミュニケーションの技術向上をめざし、医療従事者・介護従事者・福祉従事者相互のコーチング技術と知識などの交換を行うことによる、医療・介護・福祉の向上を図ることを目的とする。

第3条 (事業) 本会は前条の目的達成のために以下の事業を行うこととする。

1. 年1回の研究会集会を開催する。
2. 必要に応じ随時スキルアップセミナーを開催する。
3. その他、第2条の目的に沿った事業を行う。

## 第3章 会員および会員名簿

第4条 (会員) 本会会員は本会の目的に賛同する医療・介護・福祉従事者とする。

第5条 (会員名簿) 本会では会員名簿を作成し事務局が管理するが、本会の目的および事業を行うため以外には一切使用しない。

## 第4章 運営

第6条 (世話人) 本会運営のために世話人会を構成し、本会の運営方針を決定して会務を執行する。

1. 世話人会の協議により代表世話人1名を選出する。
2. 代表世話人は本会を代表し、これを総括する。
3. 世話人の中から会計担当世話人1名と会計監事1名を選出する。会計監事は年1回の会計監査を行う。
4. 世話人および代表世話人の任期は2年とするが、再任は妨げない。
5. 議決は出席者の過半数をもって決定とする。

## 第5章 会計

第7条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 (経費) 本会の経費は研究会集会会費及び事務局寄付金をもって支弁する。

第9条 (会費) 会費は別途定め、研究会集会開催時に参加費として納める。

第10条 (決算) 本会の決算は世話人会の議決を得るものとする。

## 第6章 事務局

第11条 (事務局) 事務局は那智勝浦町立温泉病院におく。

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満 483-1

那智勝浦町立温泉病院事務局 和歌山県臨床コーチング研究会事務局

担当：医療コミュニケーションアカデミー (MCA) 委員長杉本透・副委員長太田丈士

## 第7章 附則

第12条 本会則の変更は世話人会の議を経て、出席者の過半数の承認を必要とする。

第13条 本会則は平成26年9月27日より実施される。

第14条 本会則に施行細則は世話人会の議を経て別途定める。

第15条 改訂：平成28年9月17日第3回研究会世話人会にて

## 施行細則

第1条 年会費として研究会集会開催ごとに参加費500円を徴収する。

ただし、学生の参加費は無料とする。

付記：

平成26年9月27日発足時の世話人名簿

代表世話人：山本康久（日本臨床コーチング研究会副会長、那智勝浦町立温泉病院 院長）

世話人： 畑埜義雄（日本臨床コーチング研究会前会長、和歌山県立医大名誉教授、  
クロスマネジメント代表）

江川公浩（小池クリニック 副院長）

島 基樹（しま内科胃腸科クリニック 院長）

原 隆亮（ヒカタ薬局 薬局長）

児玉和彦（こだま小児科医院 院長）

会計担当（兼務）：江川公浩

会計監事（兼務）：原 隆亮